

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 国土調査の成果の認証 (土地対策課) 一
 - 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
 - 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (同) 一
 - 家畜伝染病の発生 (畜産課) 二
 - 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二
 - 道路の区域変更 (道路課) 二
 - 道路の供用開始(二件) (同) 二
 - 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 三
- ### 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課) 三
 - 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 三
 - 選挙管理委員会
 - 個人演説会等の公営施設の告示の一部改正 七
 - 政治団体の収支報告書の要旨の訂正 八

告 示

○宮城県告示第五百七十六号
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第一項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 調査を行った者の名称
柴田郡川崎町
- 二 調査を行った時期
平成十九年度から平成二十年度まで
- 三 成果の名称
柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡川崎町大字本砂金字大崎沢山、同字鎌場山、同字鳥屋窪山、同字上鳥屋坂山、同字久々木山、同字久保迎山、同字毛蔵山、同字小白山、同字小ヶ沢山、同字笹目迎山、同字沢ノ入山、同字鳥屋坂、同字畑貝山、同字山神山、同字横道山、同字穉ヶ崎、同字火番小屋山、同字経檀山、同大字川内字茨山

五 認証年月日
平成二十一年六月十二日

○宮城県告示第五百七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇〇二八	事業所の名称及び所在地	仙台ワークキャンパス 仙台市太白区袋原五丁目十二番一号	指定障害福祉サービスの種類	短期入所 就労継続支援B型	設置者名	社会福祉法人 共生福祉会	指定年月日	平成二十一年 五月一日
-------	-----------	-------------	--------------------------------	---------------	------------------	------	-----------------	-------	----------------

○宮城県告示第五百七十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号		施設の名称及び所在地		施設障害福祉サービスの種類		設置者名		指定年月日	
-------	--	------------	--	---------------	--	------	--	-------	--

〇四一五四〇〇一一八	仙台ワークキャンパス 仙台市太白区袋原五丁目十二番一号	生活介護 就労移行支援	社会福祉法人 共生福祉会	平成二十一年 五月一日
------------	--------------------------------	----------------	-----------------	----------------

〇宮城県告示第五百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

大崎市

五 発生年月日

平成二十一年六月五日

六 患畜の取扱い

法令殺

〇宮城県告示第五百八十号

県営津山地区土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年六月十九日から平成二十一年七月十六日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市津山総合支所

〇宮城県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 弘川町向線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
本吉郡南三陸町歌津字伊里前二四五番四地 先から 同郡同町歌津字伊里前三三三番八地先まで	四・五 一四・二	五・九 一四・二		二二六・二

〇宮城県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	小野田三本木線	加美郡色麻町黒沢字新木戸川一〇八番地先から同郡同町黒沢字新川端八七番地先まで	平成二十一年六月十九日

○宮城県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字伊里前一四五番四地先から同郡同町歌津字伊里前三三番二〇地先まで	平成二十一年六月二十日

○宮城県告示第五百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
富谷町大清水土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
黒川郡富谷町富谷字大清水上三十五番地の五十三
- 三 設立認可の年月日
平成二十二年十月二十三日
- 四 変更認可の年月日
平成二十一年六月十二日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェブ保守監視業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年六月五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電信電話株式会社宮城支店 仙台市若林区五橋三丁目二番一号
- 五 落札金額 三千五百四十二千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年四月二十四日

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
脳外科内科すずきクリニックス	岩沼市桑原四丁目十一・十八	平成二十一年六月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
南町薬局	角田市角田字南六十・五	平成二十一年六月一日
仙台調剤薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字下田中三十五・二	平成二十一年六月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県建設工事等電子入札システムASPサービス提供他業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成二十五年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県内ほか

5 予定価格 一〇四、〇五五、〇〇〇円(内消費税及び地方消費税額 四、九五五、〇〇〇円)

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一條の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限措置を受けている期間中の者でないこと。

8 開札時において、次に掲げる認証制度の認証を受けていること。

- (一) ISMS適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)
- (二) プライバシーマーク制度

9 次に掲げる試験のうちいずれかの試験に合格した者又はこれらの試験と同等と認められる次に掲げる資格を保有する者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

(一) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号)の表の上欄に掲げる試験のうち次に掲げるもの

- イ システムアーキテクト試験
- ロ プロジェクトマネージャ試験
- ハ ネットワークスペシャリスト試験
- ニ データベーススペシャリスト試験
- ホ 情報セキュリティスペシャリスト試験
- ヘ システム監査技術者試験

- (一) CALS/ECCエキスパート
 - (二) CALS/ECCインストラクター
 - 10 過去二年以内にシステム開発に係る委託契約（請負額一千万円以上に限る。）又はASPサービス提供委託契約を締結した実績を有すること。
 - 11 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - (一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から6までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが7及び8の要件を満たしていること。
 - (二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。
 - 12 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年七月十五日（水）午後五時までに申請すること。
- 三 入札書等の提出場所等
- 1 入札書及び総合評価のための提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 - 〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 宮城県出納局契約課 工事契約班（電話〇二二・二二一・三三三六）
 - 2 入札説明書の交付期限
 - 平成二十一年七月十七日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年七月十五日（水）まで1あて必着のこと。
 - 3 総合評価一般競争入札参加資格審査
 - 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
 - 4 総合評価のための提案書の提出期限
 - 平成二十一年七月三十日（木）午後三時まで1あて書留郵便にて到達すること。
 - 5 入札書の提出期限
 - 平成二十一年八月十七日（月）午後五時まで1あて配達証明付書留郵便にて到達すること。
 - 6 開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十一年八月二十日（木）午前十一時（午前十時五十分開場）
 - (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 第一入札室
- 四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 5 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに第百十三条及び第百十四条の規定による。
 - 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
 - 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、宮城県建設工事等電子入札システムASPサービス提供他業務落札者決定基準で規定する評価項目のうち必須項目について仕様書等で定める水準をすべて満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。ただし、財務規則第百条の二第一項に規定する調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も高い評価を得た者を落札者とすることがある。
 - 6 契約書作成の要否 要
 - 7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札
 - 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は入札説明書による。
- 六 概要
 - Summary
 - 1 Nature and Quantity of the Service to be Procured : Construction electronic bidding system with ASP providing business services for Miyagi Prefecture (1 Set)
 - 2 Period of Contract : From the contract signing date to March 31, 2013

<p>3 Place of Tender: Miyagi Prefecture</p> <p>4 Deadline of Bid: Monday, August 17, 2009, 5:00 p.m.</p> <p>5 Contact: Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Abata-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3336</p> <p>6 Language and currency used in contract procedures: Japanese and Japanese yen only</p> <p>宮城県建設工事等電子入札システムASPサービス提供他業務落札者決定基準 「宮城県建設工事等電子入札システムASPサービス提供他業務」(以下「本委託業務」といふ。)の委託に当たり、次により落札者を決定するための審査を実施する。</p> <p>一 選考方法</p> <p>入札参加者に対し、総合評価一般競争入札(総合評価落札方式)により審査を実施した上で落札者を選考する。</p> <p>1 本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項は、入札公告のとおりとする。</p> <p>2 入札参加者の資格等に関する手続の詳細は、入札説明書のとおりとする。</p> <p>なお、入札説明書は、次の場所で作付する。</p> <p>〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県出納局契約課 工事契約班(電話〇二二・二二一・三三三六)</p> <p>二 審査機関</p> <p>総合評価一般競争入札を実施するため、技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を選考するための審査機関を設置する。</p> <p>1 本委託業務の技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による本委託業務に関する総合評価審査委員会(以下「審査委員会」といふ。)において実施する。</p> <p>2 審査委員会は、落札者の決定基準を定めるに当たつての留意事項を検討するとともに、提出された技術提案書の内容が提案仕様書に記載している性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているか判断するものとし、三に基づき入札価格その他の条件が宮城県にとって最も有利か否かについて審査する。</p> <p>三 落札者の決定</p> <p>1 技術提案書の評価要件</p> <p>本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項及び二に掲げる三つの要件を満たさず者からの技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わない。</p>	<p>2 落札者の決定方法</p> <p>本委託業務を履行できると知事が判断した者であつて、四に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者は次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(一) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。</p> <p>(二) 技術提案書の内容が、四による必須項目の要求要件を全て満たしていること。</p> <p>(三) 入札価格が調査基準価格を下回つた場合に、履行能力確認調査の結果、落札者としないうことと決定されていないこと。(以下「落札適当者」といふ。)</p> <p>なお、技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者が二以上あるとき(同点のとき)は次の順により決定する。</p> <p>(1) 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点異なる場合、技術提案評価点が高い者を落札者とする。</p> <p>(2) 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点同じ場合、四による必須項目における得点が高い者を落札者とする。</p> <p>(3) 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、四による必須項目における得点、入札価格が同じ場合、入札価格が調査基準価格を下回つた入札であったときは、履行能力確認調査の結果、落札適当者となつた者を落札者とする。</p> <p>(4) 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、四による必須項目における得点、入札価格が同じで、落札適当者が二以上ある時は、入札参加者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。</p>
<p>四 評価基準</p> <p>1 技術提案評価点</p> <p>技術提案評価点の評価は、技術提案書を基に行つものとし、総合評価算定基準調査(以下「基準調査」といふ。基準調査は、一、二の入札説明書の交付場所において交付する。)の評価項目ごとに行い、評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。</p> <p>2 価格評価点</p> <p>価格評価点の評価は、入札価格に応じ、次に示す方法により、点数化する。この場合において</p>	<p>3 技術提案評価点及び価格評価点の配分</p> <p>点数は、二十点満点とし、うち技術提案評価点を十二点、価格評価点を八点とする。</p>

生じた端数は、切り捨てる。

価格評価点 価格評価点に配分された最高点×(1・入札価格/予定価格)

3 基準調書における評価項目設定の観点

評価項目は、概ね次の観点により設定した。

(一) 技術評価と体制評価の2つに大別する。

(二) 技術評価は、本委託業務全体に関する項目と本委託業務を構成する業務等に応じた項目に再区分し、評価する。

(三) 技術評価は、提案内容の特徴、構築に係る方針、手法等により、導入目的が達成可能かどうか評価する。

(四) 体制評価は、提案された作業計画、当該計画に応じた要員計画、これまでの業務実績等に基づき本委託業務の遂行が可能かどうか評価する。また、成果品の質の担保確認を行うため、管理体制等を含わせて評価する。

4 基準調書における評価項目

次のとおり評価項目を定めるものとする。

(一) 構想、方針等に関する項目

(二) 機能、接続方針に関する項目

(三) 運用、保守等に関する項目

(四) システム構成等に関する項目

(五) スケジュール管理に関する項目

(六) サービス体制等に関する項目

(七) その他本委託業務を実施するに当たり必要な項目

なお、実際の評価に当たっては、基準調書における評価項目ごとに細目(以下「細目」という。)を定め、細目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。ただし、審査委員会は、評価するに当たり、独自の改善提案として実現内容と実施方式について記載されている場合、該当する評価項目に対する配点の範囲内で、点数を加算することができる。

5 基準調書における必須項目

細目ごとに次の区分による分類を行う。なお、(一)の必須項目に分類した細目において、提案仕様書に定める要求水準を満たさない技術提案書は、以後の評価は行わない。

(一) 必須項目

(二) 必須以外の項目

6 基準調書における評価方式

評価方式は、次の二方式を用いるものとし、評価すべき内容に応じ細目ごとに適用する。なお、細目ごとの評価方式は、審査委員会において定める。

(一) 判定方式 提案内容を数値化することが困難なものに関して、A/B/C/D/E/Fの六段階で判定、評価するもので、それぞれに「満点」「満点と半分(満点と最小点との中間)」との中間の点、「半分の点」「半分と最小点との中間の点」「最小点」を付与する。Fは「零点」とする。

(二) 順位方式 提案内容を数値化することが困難なものに関して、提案内容を順位付けし、順位により点数を付与する方式であり、最上位に満点、最下位に零点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与することを標準とする。

5 評価方法

審査委員会は、原則として次の方法により審査を行うものとするが、その他必要に応じ技術提案書、付属資料等について入札参加者に確認を求められることがある。

1 書面審査 技術提案書及び付属資料の内容を確認する。

2 対面審査 書面上確認しがたい内容がある場合に口頭審査等を行う。

6 その他

1 対面審査

五に基づき、事前に連絡の上、次により対面審査を行うことがあるので、入札参加者は、対応できる者が出席できるように配慮すること。なお、対面審査に出席できない場合、書面審査のみをもって評価を行うものとする。

(一) 日時 平成二十一年八月十一日(火)午後一時から午後七時までのうち最大九十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 第一入札室

(三) 出席可能人数 出席者は、五名以内とすること。

2 不明、錯誤等の無効

入札をした者は、入札後において、入札説明書、提案仕様書、落札者決定基準等並びに提出した技術提案書及び付属資料の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十四号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

大浦保育所（公会堂）の項中「大浦保育所（公会堂）」を「大浦公会堂」に改める。

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十九年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十年宮選管告示第八十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十一年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

活力仙台の平成十九年分収支報告書の要旨の

3 資産等の内訳中

「借入金 5,700,000円」を「借入金 6,700,000円」に改める。